

多度津町農業委員会議事録

令和6年6月20日午前8時58分より午前10時20分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
10番委員	河井弘司
11番委員	秋山義充
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文教

欠席委員

農業委員（2名）

7番委員	細川清二
12番委員	伊達和博

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	亀井 康
主 事	炭井 眸

審 議 内 容

事務局長 定刻より少し早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、伊達委員さん、細川委員さんより所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 それでは、早速ですけれども、最初に署名委員の指名をさせていただきます。

8番の山地委員さん、それから9番の池内委員さん、よろしくお願ひいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を横關委員さんのほうからお願ひをいたします。

横關委員 おはようございます。

昨日の6月の定例の小委員会の報告をさせていただきます。

委員のほうは、眞鍋憲明委員と私横關が6月の小委員会を担当させていただきました。

案件の議案第2号の農地法第3条と議案第3号の農地法第5条の申請ということで、現地確認をさせていただきました。その結果、問題点はないと思いますので、皆さんの承認をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただきましたけれども、これについて何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案のほうの審議をいたしたいと思えます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約したものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきましたけども、いつもの恒例ですけども、まず1番については戦前からの小作地の合意解約というようなことで、●●さんの地元の委員さんであります●●委員さんのほうから、何か今後の参考になるようなことがありましたらお願いしたいんですけども。

横関委員

じゃあ、私のほうから。この●● ●●さんですけど、この農地に関しましては親の代から、戦前からの小作ということで、香川芳治さん自身も年齢が70になるということで、次の子に譲る云々といっても、子はやはりあまり農業はしたことないということで、もうこの機会3年ほど前からご相談があったんですけど、正直言って、できれば農地は返還したいという旨でおっしゃっておいりましたので、ようやくこういう話のできたのかなと思いました。

以上です。

議長

ありがとうございました。お金等の状況は。

事務局

離作料は0ということで受け付けております。

議長

ありがとうございます。

今、ご説明、ご報告があったようなことでの解約のようです。出たところで、この議案第1号全体にわたりまして、何かご意見等ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件というようなことでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は貸付地の売買、譲受け理由は経営規模の拡大です。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました1件の転用申請については、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えており

ます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号についてご説明いただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番から番号8番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、6月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号をご説明いただきましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問よろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。ということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決

定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

【議案第5号番号1番から番号8番について、議案書を基に朗読】
以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの議案第5号の説明につきまして、何かご意見ありますか。

4番委員

ちょっと質問なんですけど、これ農地機構を通して借りてるやつを変更だけをするんですよね。その場合、地主さんのほうには変わりますよということは連絡するんですか。もう農地機構が借りてるから、これは関係ないわと、農地機構としてやってるんだということですか。

事務局

書面自体は、地主さんが関わることはないです。

4番委員

ないですね。

事務局

本人は、電話ぐらいでは言うてるんじゃないかなと。

4番委員

質問を受けたことがあったので。

事務局

機構さんにお伺いして、またご連絡します。

議長

それでは、後ほど回答していただくということで、お願いします。
ほかに。

(なし の声あり)

ほかにご意見ないようなんですけど、ただいま●●委員さんのほうから説明ありましたことについては、質問ということで、この案件についての意見は特段なかったということで処理いたしますけども、地権者、所有者が知らんというのもちょっと不思議な感じがするんで、それが出来ているのか出来ていないのか、確認だけ先ほど言いましたようにお願いしたいと思います。

それでは、議案第5号につきましては特に意見ないということで処理いたしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1番から番号2番について、議案書を基に朗読】
以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第6号の説明、併せて事務局のほうで機構に対しての回答、こういうふうにしたいなというふうなご説明をいただきましたけども、これについて何かご意見等ありましたらよろしくお願ひします。

皆さん方から特にございませつか。

どうぞ。

推8番委員

このような2年は経過してないんやけど、今後こういう状況が継続というか、出てきそうな感じなんですけど、何筆かあるんですが、それは今後私らはどういふふうに指導していったらいいのか。今は、土地所有者が何とか耕作はしよるんやけど、農地機構に登録して貸付けがまだ決まていない土地が何筆かあるんですわ。こういう状況になる前の状態が。1年ぐらいたつとる。もう2年が来ると思ふんですけど。そういう場合に、今後どういふふう到我々相談に乗るといふか、アドバイスといふか、どういふふうにしていったらいいのか。

事務局

一応、今現在は機構さんがマッチングをするっていふ流れになつてますけれども、来年。

推8番委員

そうそう、具体的に言うたら、●●●●さんが亡くなつて、●●●●さんがずっと契約しとつたんやけど、それは私らの地区で借りとつた土地を分配、耕作できる人に分配して、残つた分は農地機構が土地所有者と契約しとるから、何筆かは残つとんですよ。

事務局

借手がおらんまま残つてる。

推8番委員

借手がおらないままね。

事務局

今の時点では、機構さんがちょっと相手を探すようにはなつてますけれども、来年度以降に地域計画ができたなら、あくまでそれは地域で、これもう担い手さんがいない状態でどうすることも、すぐにこうしなさいといふのはないんです、ちょっと言えんのですけど。例えば、担い手がもし農業を担う者といふ、今の担い手以外にもやってくる人が現れるのであれば、その人にまず声お掛けていただき地元で考えていくとか、あくまで農地として今は利用できないけれども粗放的な管理をしていって、農地として残していくっていふところになるかと思ひます。

議長

私が回答するといふのは、ちょっとあれかも分らんのですけども、今事務局から話がありましたように、管理機構のほうか仕事としてそれを探しているといふことになつとんですけれども、さっきの地域

計画にしても農業委員、推進委員が中へ入って行って、そこの地域の方との相談が農地を守っていくということにもなってますし、さらには最終的に、はっきり言ってこういうケース、私のほうもありますし、今からどんどん出てくるケースは当然想定されとると思うとる。しかしながら、できる限り農業委員、推進委員として、将来遊休農地、ましてや荒廃農地にならないような努力をしていくという一歩が農業委員会の仕事の一つでもありますんで、その関連から言うても、やはり機構だけに動かしたらええんじゃという考えでなしに、やはり側面から地域のことは、その該当する担当地域だけの問題でなしに、他地域から今現在でもいろんな農業者が出て行って、農地を耕作しているケースもだんだんと増えてきておりますので、そのいわゆる多度津町全体で探してあげるといふか、気に留めて、できるだけ遊休農地、荒廃農地にならないような努力をしていかないかなと私個人、私が出しゃばって議長として言う話ではないかも分からんのですけれども、そう思います。

いずれにしても、今からどんどん増えてくるし、難しい問題。ここにもありましたように、昨今ではやはり機械の法人とか認定農業者の方をどうこうという意味ではなしに、やっぱりこういった集積をしとる段階で機械が大型化になっております。すなわち、昔からの農道等に入れない田んぼ、これをどうするか。かといって、近所の今までどおりの小さな小型の農機具で、これもやっとなる農業者もいつまで続くか。ましてや自分とこだけで手いっぱいなのに、人のところまでという問題も併せて出てきておりますんで、非常に今のところでこうしたら解決できるんやという、なかなか難しい話ですけども、しかしながら私らとして指をくわえて見とるわけにもいかなくって、繰り返しますけども、機構と連携して各委員さんもできる限りの次借りてくれる、今回ので言うたら次借りてくれる人を探すとか、紹介するとかということ頭に入れとかないかなのかなというふうに思っております。回答といふか、あれになったかどうか分かりませんが、多分今言ったことは皆さん同じような課題を持つとると思うんですけども。

5 番委員

今から遊休農地が増えたら、ほんでこの水張りのルールというんで、ほんで補助金が出んようになったら、今度借りるほうも借りんようになるん違うかな。それが、今までも放置しとったら遊休農地が全部水田として利用できんようになるから。

議長 だけん、今の水張りの問題もあるし、その下には先ほど説明があった地域計画、これに入ってなかったら、そもそも補助金の対象外になるという。その中で、水張りができてないどうのこうのと、もうその中の一つとして問題が出てくる。

5番委員 ほなきん、自分で管理すると言うけど、それがいつまで続くやら分からんしな。

議長 ちょっと前に、私のほうの地元でも耕作不便という分の、今言う農道が狭いけにどうのこうの何とかならんかなと。それを拡張してくれるんなら、認定農業者の方がほんならうちが預かるわと。借りてくれるかという所有者以外の田んぼがあって、その人がそのぐらいうちも便利になるきん、田んぼ出すわと言うて道を広げたケースが1件だけあったんです。ただ、これ施設みんながみんなそんなしてくれるとは限らんので、ますます今の問題が増えていくと。その先には、昨日もちょっと小委員会で言うたんですけれども、そもそもの農業がなりわいとして成り立つか立たんかということがあると思います。なりわいとして成るんなら、もっと若い人が就農するとか、もうはっきりと今年退職して元気な人が、失礼やけど集団にしても、でもそういう形態になつとんが多いかなと。繰り返す言うけど、農業として魅力ができる時代になるんかなとか、私はよう言わんのやけど。

推5番委員 実際的にそんなもんやわな。根本的に言うたら、農業で食べていけるかというたら、はっきり言って今のところ、今の状況やったら絶対無理やわの。米麦では絶対無理。

議長 ●●委員さんも言うけど、やっぱり一部を園芸農家としてそれなりの農業所得があるという人ももちろんおるんですけども、今●●委員さんが言いましたように、米麦だけでなりわいとしてするんならというところに、ちょっと。

推5番委員 手間は、麦と米というたら、手間はあまり言うほどかからんけにやりやすいところはあるけど、やっぱり心理的には無理だろうなという。機械代が出えへんちゃうという感じで。

議長 ましてや先ほど言うたように、いろんな問題で水張りをしてなかって、地域計画に入ってなかったら、麦の場合やったら今の売上げの場合、補助金が消し飛んでしまうんで、半分以下になるんかな。この問題、今の問題については、今ここでこれがええとか、あれがええとかという話は、ちょっと難しい話なんで、できるだけのまず荒廃農地にならんような努力をもちろんしていかないかんと思いますんで。

推7番委員 すいません、先ほどの水張り件なんですけど、ちょうど役員さんのほうから質問があったんで、それと同じことやったんですけど、そうしたら今耕作者が保留になっているところの水張りルールの管理責任というのは、農地機構が持つわけですか。

議長 ちょっと申し訳ないけど、今の水張りの関連はその他で、会長と局長会のところでも話があったんで、今日資料のほうで説明しますんで、ちょっとそれはそのときで。申し訳ない。

ちょっと、方向修正しますけども、今の議案第6号の案件について、特にほかにご意見ないですか。

(なし の声あり)

特にないんでしたら、先ほど事務局から説明がありましたああいった格好の返事をというか、意見を提出するというご理解いただけますか。

(異議なし の声あり)

そうしたら、そういうことで処理お願いしたいと思います。

ということで、議案のほうはこれで終了です。

続きまして、その他の報告となりますんで、事務局からお願いします。

事務局長 それでは、事務局より6点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、4点目は最適化活動について、5点目は農地転用集計表について、6点目は交付対象水田についてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局 今月は、相続届が1件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長 続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、6月26日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 3点目、令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について報告をお願いします。

事務局 お手元にホッチキス止めをしております令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてをご覧ください。

こちらは農業委員会の活動を年度ごとに点検、評価するものとなっております。こちらの資料につきましては、農業委員会の了承を得た後、多度津町のホームページにて一般公開される予定となっております。現在、香川県農業会議、香川県農業経営課と内容について協議を行っており、一部修正が生じる場合もございます。配付資料につきましては、内容をご確認いただき、ご意見、ご質問がございましたら事務局までお願いいたします。

以上です。

事務局長 続いて4点目、最適化活動についての説明をお願いします。

事務局 ホッチキス止めしております農地利用最適化交付金の活用促進についてと書かれた資料をご覧ください。

香川県農業会議が作成した資料を基にご説明いたします。

冒頭にも会長さんのほうからお話がありましたが、皆さんに毎月提出していただいている農地利用最適化活動について、交付金の要件が変更になります。農地利用最適化交付金、大きく分けて2つの費用があり、委員報酬が7割、事務費が3割の範囲内で算定配分されております。こちらの議員報酬には、さらに皆さんに活動いただいているものを実績とした報告をしたらもらえるお金が7割、その結果の成果に応じた報酬は3割ということで、皆様に活動いただいていることでいただく費用が大部分を占めております。これまでは、皆さんの活動日数に応じて、国のほうが評価点をつけ、全国平均などを割り出して金額を算出し、配分しておりました。また、次の年の交付金の減少額を前年度交付実績額の9割が上限となるように調整されており、毎年ある程度決まった金額をいただいておりますが、令和6年度から委員の皆様に実施に活動いただけてもらうお金の、活動日数に基づく単価に応じた配分に見直され、活動量が直接的に反映される仕組みへ変更

されました。

具体的には、令和6年度の変更点と四角で囲まれた部分をご覧ください。

今までが、例えば月当たりの1人当たり平均活動日数、1日以上3日未満であれば、1人当たりの月額報酬が600円から1,000円。だんだん上がっていくんですけども、月当たりの平均活動日数、6日以上8日未満3,000円から4,000円、8日以上10日未満になると8,500円から9,500円、この2つで大きく乖離が生じております。これまで多度津町農業委員会では、6日間の活動日という目標を設定しておりましたが、6日以上8日未満、8日以上10日未満の金額が大きく差が開くことから、多度津町農業委員会として月平均の1人当たりの活動日数が8日以上になることを目標にしたいと考えております。

そのためには、委員の皆さんが活動いただいて、それをきちんと活動記録簿に記入していただき、ご提出していただくことが、より一層重要になってまいります。

次のページに、一応先ほど申し上げた日常活動の記録を付けていってくださいねっていうことが書いてあるのと、次の3ページに書かれた内容をご覧くださいますと、ほかの市町村、ほかの農業委員会で最適化活動の取組としてどういうことをしているかということが書いております。

例えば、農業委員会の事務局のほうは何日にこういうことをしてくださいねって活動表をお渡しするであるとか、まんのう町さんであれば、5の倍数、5日、10日、15日、20日という形で、そういう日を活動日に設定して、委員さん方に担当地区を巡視していただくとか、いろいろほかの農業委員会でも工夫をされております。

次のページ、めくっていただいて13ページと書かれた活動記録簿、最適化活動分類例というものが2つあり、こちら京都の京丹波町と農業委員会事務局のほうで、皆さんに毎月この項目に沿って、この項目がどういう活動に当たりますよというお話をしているかと思うんですけども、その項目が例えばどういうものが反映されるのかというものを一覧にしてもらっているものを、ちょっと皆さんに共有させていただいて、内容自体は京丹波町独自のものがあるんですけども、例えば地域の寄り合いで誰かから今後の営農の意向を聞いたとか、雑談の中で近所の人から農業をやめたいんやとかという話を聞いたであ

るとか、具体的にこういうことを書いたら、それが活動記録につながりますよというものを例示でお渡ししておりますので、こちらも参考にしながら、ちょっと活動記録を記載いただけたらと思います。

一番最後のページの裏側のところです。ご覧いただきますと、農業委員会の活動記録簿の記入項目を、こちら皆さんにお渡ししている、毎月出していただいている活動記録の内容なんですけれども、下側、記入例1、荒れている農地がないか確認した場合というのがございます。こちらの赤線を引っ張っているところでは、最低限皆さんにご記入していただきたいところです。いつ、どのぐらいの時間、どこで、詳細のところに何をしたかというのを書いていただきたいのと、誰かと会ったとか、相談に乗ったとか、人がもし入っている場合は、そこにも誰かというのを書いていただいてもいいですし、四角5つて書いてる活動の相手っていうところに氏名を書いて、その横の属性というところ、その人が出し手なのか、受け手なのか、関係機関と打合せしたのかとかというのをマルしていただいても構いません。

例えば、どういう内容を聞いたのかというのを詳細のところに書いていただいたりですとか、書くのが面倒くさいということだったら意向概要というところがあります。売りたいとか、貸したいというところをマルするところもありますので、そういうところでちょっと付け足していただけたらと思います。

冒頭、会長さんの、この活動記録簿の様式をデータでいただけるかどうかというのを、今農業会議の本部のほうに確認しております、データがもらえるということが分かり次第、必要な方に共有させていただけたらと思っております。

ちょっと、冒頭でも話があったように、恐らく委員の皆様が一番日常でされているのが、道すがら農地に異常がないか確認したっていうところかと思うんですけれども、一応それに際しては、今日お配りしているこちらの資料、農地利用最適化活動の記録表というのをご覧ください。

こちら、もしも毎日多分農地に行かれる方もいらっしゃると思います。それメモとかしていただいて、毎月の定例会でこちらの記録表をお渡ししますので、道すがらちょっと農地の異常がないかを確認したというところを、日付のところは何分とか何時間という形で書いていただいたら、それに関しては事務局のほうでその資料を取りまとめようと思っております。ほかの相談を受けたてあるとか、毎年8月頃

から行っている農地パトロールについては、これまでどおりこちらの活動記録簿へご記入いただきたいと思いますけれども、ふだんの生活の中であるとか、自分の圃場を見に行く際に、周りの異常はないか確認したということに関しましては、こちらの記録表に毎月定例会の際に何分かって書いていただけたら、事務局のほうで取りまとめようと思っております。

これで、ちょっと一応月8日が達成できるように、皆様でご協力いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

事務局長
事務局

それでは5点目、農地転用集計表についてご報告をお願いします。

お手元にお配りしております令和6年度農地転用処理集計表と令和6年6月受付分の事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用受付件数は、農地法第4条申請が0件、農地法第5条申請が1件、合計面積702平米です。内訳といたしまして、第2種農地1件、地目田、面積702平米となっております。

令和6年度6月受付分までの農地法第4条、第5条の合計といたしましては、農地法第4条申請が0件、農地法第5条申請が4件、合計面積が4,153平米となっております。内訳といたしまして、第2種農地が2件、地目田、面積1,172平米、第3種農地が2件、地目田、面積が2,981平米となっております。

以上となります。

事務局長

それでは6点目、交付対象水田についてということで、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に関して、5年水張りルールなどの報告を農林水産係担当田窪のほうより説明のほうをさせていただきます。

資料は、こちらA4のファイルの裏表にて説明させていただきます。

農林水産係

いつもお世話になっております。産業課の田窪です。

早速ですが、5年水張りルールについて、簡単にですがご説明させていただきます。

お配りしているA4の1枚紙の右側には書いてある水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、5年水張りルールの厳格化というものに沿ってご説明させていただきます。

まず、そもそもこの交付対象水田にはもともとのルールがありまして、非農地でないこと、3年連続で作物が作付されてないこと、畑地

化をして水田機能を失うような用水供給施設がないところは交付対象外になります。

そして、今回これに加えて5年水張りルールというものが加わりました。

内容といたしましては、令和4年から令和8年の間に水張りはされてないことです。水張りとしていますが、国が定めたルールでは、水稻の作付が原則です。しかし、例外としまして、このA4の紙に書いているとおり、猶予は後3年ですと大きく書いてる下のところになるんですけども、淡水管理を1か月以上行うことと、その後連作障害がないことが確認されたら、その作付と同等とみなすとされています。

それでは、具体的にどんなイメージで水張りをしなければいけないのか、その下の5年水張りルールのイメージというところをご覧ください。

圃場Aの場合は、R4年とR6年に水張りをしているので、令和9年度以降も交付対象水田になります。圃場Bの場合は、令和4年から令和8年の間に水張りをしていないので、令和9年度以降は交付対象外になります。Cの圃場は、令和7年度に水張りをしているので、9年度以降も交付対象になります。圃場Dの場合は、令和3年にはしていますが、令和4年から8年の間にしていないので、令和9年以降は対象外になります。

令和9年以降も水張りをしなければいいというわけではなくて、これ以降も水張りをした年から次の5年間の間にもう一度水張りをしなければいけません。

例えば、圃場Aの場合だと、令和6年度に水張りをしているので、令和7年から大体令和10年ぐらいまでにもう一度水張りをする必要があります。この水張りをしなかった場合、今後交付対象水田になりませんので、交付を受けられないということになりますので、そこで皆さんには現在の耕作者を、その農地を持っている方に対して交付対象水田の5年水張りルールの周知をご協力いただけたらと思います。

その交付対象水田にならんと、どんな影響が起こるかということ、裏面に書いてます水田の耕作者の皆様へというところをご覧ください。

耕作者の場合だと、今まで受けられていた、参考というところの表ですね、分の産地交付金等、戦略作物助成金が受けられなくなってしまうというのがあります。所有者については、右側の水田の所有者の皆様へというところなんですけども、そもそも交付対象水田にもう対

象外になってしまったら、借手がなかなか見つからないというデメリットがありますので、ご周知のほうを皆様にご協力をお願いしたいです。

次に、ちょっと事業の案内なんですけども、もう一枚カラー用紙のA4の紙をお配りしていると思うんですけども、その水田機能の回復に取り組もうという資料を見ていただけたらと思います。この紙です。

この事業なんですけども、そもそも今ちょっと水張りが、地目は田なんだけど水張りが現状できないという農地に対して、あぜ塗り作業をしたら10アール1万5,000円で、ポンプによる取水をしたら1万5,000円出るといふ県の事業が作られました。これは、対象者が水田活用直接支払交付金の交付申請を行ったものです。対象農地なんですけども、まずは交付対象水田であること。次に、第三者と利用権設定をしている農地。後は、令和元年度から事業実施年度まで水稻の作付または水張りを実施していないこと。③事業実施年度にあぜ塗り機によるあぜ塗り作業またはポンプを有した取水を実施していること。④、③の後に水稻の作付など水張りを実施していること。⑤、④の後に麦類の作付を行うことが確実であること。⑥地域計画に位置づけられている、または位置づけられていることが確実であること。

注意点なんですけども、②の令和元年度から実施前年度までの水稻の作付または水張りを実施していないことなんですけど、この確認については一応県下統一で県が行うことになっております。例えば、実施して申請になりますので、あぜ塗り作業やったけど、県が審査するときに県が確認できなかった場合ははじかれてしまいますので、それはちょっとご承知いただけたらと思います。

この申請のときに、③の事業実施年度にあぜ塗り機によるあぜ塗り作業またはポンプを利用した取水を実施していることなんですけど、この実施している写真の施工前と施工後が必要になってきます。その後に、④の水稻作付など水張りを実施していることの写真も同時に必要になってきますので、これはちょっとご注意いただけたらと思います。あぜ塗り機も農協とかに借りてきたり、作業委託する場合は、その領収書も必要となってきますので、ご了承いただけたらと思います。

最後に、⑥の地域計画に位置づけられている、また位置づけられていることが確実であることについては、多度津町産業課までお問合せ

いただけたら、そこは僕らのほうで確認いたしますので、問題はないです。

説明は以上なのですが、何かご質問があればお聞きいたします。

議長 ●●委員さん、さっき何か言いよった。

推7番委員 今、議題の中で農地機構のほうに土地の遊休地の貸付けを契約して、まだ耕作者が保留のまま管理者がいないというような圃場があるんですけどもそういったところが、この5年ルール、これができなかった場合の管理というのはどちらのほうか。

農林水産係 基本的には、所有者が水張りをしなければいけないとなっております。できなかった場合は、ちょっと冷たくはなるんですけど、交付対象水田から外れてしまいます。

推7番委員 そうしたら、それは所有者のほうかせないかん。

農林水産係 そうですね。

推7番委員 農地機構のほうでは、それはあっせんというか。

農林水産係 そうですね。ご承知いただけたらなと思います。

推7番委員 農地機構のほうでは、それはもう関知しないということ。

農林水産係 そうです。基本的には農地の所有者に責任がありますので。

事務局 農地機構のほうから、所有者さん充てに水張りルールができますよということで周知はされてるみたいですが。所有者さんのほうから何件かご連絡はあるみたいですが。

推7番委員 実際にするのは、もう所有者。

6番委員 農地中間管理機構なんですけど、例えば先ほど2年間という話があったんですけど、2年間は草刈りは誰がやるんですか。

事務局 借り受けている間は、草刈りは機構さんのほうでやります。

6番委員 草刈りは、機構がやるんですね。水張りは個人の責任。

農林水産係 あと3年連続で作物が作付られてなかったら、それも対象外になるんで、そこも気をつけていただけたらなと思います。

議長 ちょっと私のほうから、さっきの令和8年度までにしてなかったら、それ以降復帰することができないのところ、文章が揚げ足取るみたいなんやけども、原則という言葉がついとんな。原則交付対象に復帰することはありません。特例、例外的なことはあるん。

農林水産係 ちょっとそれ、僕も分らないので確認しておきます。国のほう、確認しておきます。

議長 分かったら情報流して。

農林水産係 はい、承知しました。

議長 ちよつと今、報告事項の途中で田窪さんが来てこの説明してもらったんで、これについての質問等ありましたら聞く、なかったらもう退室してもらおうということで。

これに関して、ほかに何か。

5番委員 個人で田んぼして、今何もしてなくてほったらかしという田んぼがあるわな。そういう場合は、もうこれ水田から外れるような格好になるやろ。水張りやしてないきに。

農林水産係 交付対象外になります。

5番委員 ほなきん、今後二、三年してから法人のほうに借りてくれと言われたって、交付金がつかんようになるわな。

農林水産係 そうですね。そのためにも、ちよつと皆様からご周知いただけたらなと思います。

5番委員 そこらは、個人で今やっりよるといふか、してはないんやけど、田んぼだけ遊ばせてほったらかしにしとる人が多いよな。そんな人に、周知といふか、どないして説明したらええんかやわな。知らん人が多いんでないかと思ふんやけど。一般の人というたら。法人関係は、今水張り水張りって言いよるけん、知つとると思ふんやけど、個人で今田んぼしよる人が、実際ほったらかしといふんがあるけどな。

議長 実際、例えば農協のきらりとか、ああいう広報紙で出したとしても、全員が全員分そこまで、大体こころといふか、営農集団の方とか農業の関係性のある人はどっからでも情報入ってきとるし、あれやけど、あんまり関係ないわといふ人、見てない人は、今●●委員さんが言いよるように、ちよつとおるような気がするわな。

5番委員 今後、法人とかに持ち込んで借りてくれと言われたって、そこらこれから補助金が出んかったら、そなん借れんわといふような話になるわな。

農林水産係 周知の方法については、JAとか相談して。

議長 できるだけ、みんなが今言う実際に作っじよる人とか、そういう農業しよる人でなしに、もう人に貸しておら知らんわとか、自分ともう遊ばせてしもうとるとか、そういう人まで、見ていただいて理解できんでも質問に来てくれたら話はできるきに、何らかの周知方法を。

農林水産係 はい。

5番委員 もうほんま2年しかないきんな。

4番委員 田んぼできてない人や意味が分からんわな。

議長 分からんでな。だきん、何にしてもいろんな周知方法考えても、や

っぱり100%というのではないきな。

5番委員 まだ補助金もろて田んぼしよんな。足して補助金もろて、それやったらって言わないかん。

議長 その田んぼが、麦づくりができるような田んぼでないようなところやったらええんやけどな。

ほかにないですか、これに関して。

(なし の声あり)

ないようでしたら、先ほど言いましたように田窪さんについては退室してもらいますので、もし後で何かありましたら、行って聞いていただいたら。

農林水産係 よろしくお願ひします。ありがとうございました。失礼します。

議長 続いて。

事務局長 その他報告については以上です。

事務局 皆様のお手元に、新聞のパンフレットをお配りしているのと、受付票のコピーを1枚一緒にお渡ししております。一応今回の本用紙を10部ほど前に置いてありますので、必要な方は自由に取りっていただきたいのと、今の委員さんたちは一応全員が購読していただきたい。それと一緒に、また近所の方であるとか、お近くの方にも併せてご周知いただけたらなと思って配付しております。そちらの本来の受付用紙必要な方は、農業会議のほうに増刷でちょっと余分にいただくようにしますので、おっしゃっていただいたらまたお渡しするようにいたします。ご周知のほうよろしくお願ひします。

議長 申込用紙については、今回初めてじゃないんで、もし捨ててなかったら、家に幾つかはある方もおいでるかと思ひますので、先ほどの日誌についてもそうですし、今の新聞についても申込みをお願ひしたいので、ぜひご協力をお願ひいたしておきます。

事務局からの報告については以上のようなので、報告全体にわたりまして何かその他ありましたら。

先ほどの日誌の件についての今後の提出の仕方というか、ご理解できましたか。

事務局 追加ですいません、いいですか。こちらの記録表は、毎月定例会の際に皆様にお渡しして、定例会が終わった後はもう机に置いて帰っていただけたらと思ひますので、こちらよかったら今皆さんお名前書いていただいて、分かる範囲で今書けるところがあたら埋めていただいて、帰る際にはこちら机の上に置いて帰っていただけたらと思ひま

す。

- 議長 それは、4月、5月分ということ。
- 事務局 はい、4、5、6でも。
- 議長 6はまだ。
- 事務局 6はまだ、分かる範囲でもよければ。時間で。
- 5番委員 今日は無理じゃわ。持って帰って一回書いてもろうて。
- 事務局 じゃあ、来月でも大丈夫です。
- 議長 来月は、ほんなら4、5、6月まで全部書いて。
- 事務局 分かる範囲でメモをしてきていただいて。
- 5番委員 まあ手帳見たら分かる。
- 事務局 すいません、お手数ですが。
- 8番委員 すいません、これ時間を分とか書くのはあれなんですけど。一応、どの辺を見たっていうふうには書かなきゃいけないじゃないですか。どの地区の辺を見たとかというのは、どうしたら。
- 事務局 もし分かるのであれば、もう空いてるところに書いていただいたら。何々地区と書いていただいたら、こちらでちょっと整理する際に。
- 8番委員 これ出したら、この分は。
- 事務局 そう、見回りして異常がないか確認したというのは、これ書いていただいたら出さなくても。
- 8番委員 出さなくてもいいということですか。
- 事務局 それで出していただいても大丈夫です。
- 8番委員 どっちでも。
- 事務局 どちらか。それに関して、その活動に関してはどちらかで。
- 8番委員 どっちでもいい。
- 議長 もうややこしい。
- 事務局長 一応、事務局のほうで皆さん書くのが手間がかかって出してもらえてない方もおられるんと違うんかと。ほんで、皆さんいつも田んぼ行かれよるときに周り見ていただっきよと思うんで、それをこの報告に書いてないだけやという方もおられるんで、そういう方についてはなるべく報告上げてもらいたいんで、簡潔にこういう形で時間なり書いていただいたら、それで事務局のほうで集計しますよという形で、取りあえずやってみようという形で。ちょっと、全体の実績から見ると、実績が不足してるとか、上がってきてない部分が見受けられるんで、これを取り込んだら実績が上がったというふうに思いましてそ

ういう形での提出を取らせていただいています。

8番委員
議長

それは、日数は。

今、言ったように、この新しく配った分は、今まで書きよった項目3-1-1イこれだけを書くだけ用やけに、今●●委員さんが心配されよんやけども、これ私の意見やけど、●●委員さんが言ったように、これはあくまで基本は自分の担当地区を見るだけやきに、自分の担当地区の中、この辺とかこの辺とか、そない細かいところまでは書くことはないというか、とにかく3-1-1イに該当するものが何日に15分とか20分とか書いて、3-1-1イ以外の案件のほうは、今までどおりの様式のところにいつ誰それさんとかいう内容で話したという、その書き方でええと思うんですよ。

8番委員
推7番委員
事務局

はい、分かりました。

これもう分単位ですか、書くのは。

分で大丈夫です。農地パトロールのは、また別にこっちに書いていただいたら構いませんので。

5番委員
事務局
議長

何分な。

何分も。

とにかく3-1-1イだけはこれに時間を記入する。

13番委員
事務局

これは丸印をつけたらええんですか。

何分という、分数を書いていただいたら。

13番委員
議長

現実的には、みんな近所の人との相談とか、普通にやっと思ふんで、あまり記憶にないことを5分や10分面倒くさいのと、金が欲しいんかなというのも嫌やし。

繰り返し言うけど、今言いよるんは、10分、15分で書く分は、さっきから言いよるように3-1-1イに該当する分だけ。どこそこの人とかいう内容で話ししました、こういう相談を受けましたというんは、従来どおりの活動日誌に書く。

事務局

面倒くさいと思われるんは、我々も分かりますんで、でも5分、10分を出してくれたら、それが1日の活動になるんです。それが極端にちょっと低いんで、平均が大分低いんで、こういう形を取らせていただいた。一番皆さんの活動が多い分で出させていただいたという形になります。

13番委員
事務局

紙ようけ出してくれということやな。

はい。でも、莫大な数になると思うので、こちらに記入して出させていただきます。

議長

だきん、さっきちらつと言うたように、極端な話は常識の範囲で、自分のところの例えば田んぼを往復するんに1時間も2時間もかかるわけがないんで、現実的なところで20分、そういう時間数になるんで、その辺は常識のところをお願いしたいと思います。

ほかに何かないですか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に来月の予定の報告を。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

7月の小委員会は、18日木曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は4番西山委員、推進委員は4番篠原委員にお願いしたいと思います。

定例会は、19日金曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は10番河井委員、11番秋山委員、12番伊達委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

といったところで、本日予定しておったところはこれで終了いたします。

全体にわたりまして何かありましたら。

(なし の声あり)

ないようですので、冒頭に言いましたように大変お忙しい中ですので、定例会についてはこれで閉会させていただきますけども、たくさんいろいろお願い事なりいろいろご説明いたしましたので、分からないところがありましたら事務局、担当課のほうへご相談していただきたらと思います。

そういったところで、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記